

平成29年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



平成28年(ホ)第4806号選挙無効等確認請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成25年(ク)第29185号)

口頭弁論終結日 平成29年1月30日

判 決

東京都豊島区

控 訴 人 全日本中国人博士協会  
同代表者会長 藤 勁 兵

千葉県印西市

控 訴 人 藤 勁 兵  
控訴人ら訴訟代理人弁護士 工 藤 研  
同 堀 田 和 宏

東京都品川区

被 控 訴 人 干 力 行

東京都江東区

被 控 訴 人 鄒 珍 珍

静岡県袋井市

被 控 訴 人 朱 寧

神奈川県平塚市

被 控 訴 人 張 善 俊  
被控訴人ら訴訟代理人弁護士 張 學 鍊

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

主文と同旨

## 第2 事案の概要

1(1) 本件は、控訴人全日本中国人博士協会（以下「控訴人協会」という。）の会員であり、又は会員であると主張する被控訴人らが、①平成23年2月に実施された控訴人協会の理事会選挙は、その手続が控訴人協会の会員間の合意内容に反するなど主張して、控訴人協会に対し、同選挙における理事の当選が無効であることの確認を求め、②上記理事会選挙において控訴人協会の会長に当選した李磊（以下「李」という。）が会長を辞任した後の同年8月に実施された控訴人協会の会長選挙は、その手続が控訴人協会の規約に違反し、無効であるから、平成24年10月に実施された控訴人協会の会長選挙も無効であると主張して、控訴人協会及び同選挙によってその会長に就任した控訴人滕勁兵（以下「控訴人滕」という。）に対し、控訴人滕が控訴人協会の会長の地位にないことの確認を求める事案である。

(2) 原審が選挙の手続には重大な瑕疵があったとの理由で被控訴人らの請求を認容したので、控訴人らが控訴を提起し、第1記載のとおり判決を求めている。

2 前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決6頁18行目の「李及びの」を「李及び」に改め、次項のとおり当審における控訴人らの主張を、4項のとおり当審における被控訴人らの主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

以下、略語は特記しない限り原判決の例による。

### 3 当審における控訴人らの主張

#### (1) 確認の利益について

ア 原判決は、確認の利益を肯定し、被控訴人らにおいて、平成23年2月

選挙において会長に当選した李が行った控訴人協会の会計支出、控訴人協会が有する「information」の発行権を李が移転したこと、一般社団法人全日本中国人博士協会を設立し控訴人協会の財産を移転した疑いなどを理由として訴えを提起する予定であることから、平成23年2月選挙における理事の当選無効を確認することが、控訴人らと被控訴人らの間の紛争を抜本的に解決するために必要であると判示する。

イ しかし、これらの訴えの提起の予定については、何ら具体的な証拠がない。また、「information」については、創刊時から控訴人協会とは独立して発行されてきたものである（乙7）。

さらに、被控訴人干は、本件の訴え提起前に、事実と相違する内容を記載したメールをたびたび配信し、控訴人協会やその理事らの社会的評価を貶め、会員らに著しい混乱をもたらしたほか、選挙の無効を法的に争うのではなく、控訴人協会に独自に「特別理事会」なる組織を設立するといった行動をとり、控訴人協会の運営を妨害し続けていた。

ウ そうすると、被控訴人らにおいて、原判決が例示したような訴訟を提起することを真実意図しているかは定かではない。平成23年2月選挙の有効性については、これらの訴訟が現実に提起された後、その進行の過程において、その当否を判断することが必要であることが明確になった段階で判断されれば足りる。

(2) 平成23年2月選挙における理事の当選の効力について

原判決が、平成23年2月選挙の手續に重大な瑕疵があるとして判示する以下の点は、いずれも失当である。

ア 少なくとも3名の会員が投票用のメールを受信していないとの点について

(ア) 趙新為、胡哲新及び趙輝に対しては、選挙管理委員であった張偉から、それぞれ投票用メールが送付されている（乙30）。このことは、カー

ボンコピー送付によって、選挙管理委員であった方素平のメールアドレスにおいて、上記メールが受信されていることから明らかである。

原判決は、趙新為のメールアドレスのドメインは東京理科大学を示す「tus」であるのに、上記送付では「sut」が用いられていると指摘するが、両者はいずれも東京理科大学を示すものであり、趙新為は「xwzhao@rs.kagu.sut.ac.jp」のメールアドレスを実際に使用していたのであるから（乙37, 38）、原判決の指摘は全く当たらない。

(イ) 少なくとも胡哲新がメーリングリストにおいて利用しているメールアドレスと張偉が投票用メールを送ったメールアドレスが同一である以上（乙31）、胡哲新が投票用メールだけを受信していなかったということはおよそ考えられない。同メーリングリストに趙新為らが投票用メールを受け取っていないと投稿していることをもって、同人らが投票用メールを受信していないと認定することは不当である。

(ウ) 控訴人協会は、会員が日本各地にいることから、その運営は基本的にメールのやりとりによりなされる。

このような控訴人協会の性格に鑑みれば、会員への通知は、届出のあったメールアドレスにメールが送付されれば足りるというべきである。平成23年2月選挙以前に実施された選挙もこうした前提の下で実施されており、これについて異議が申し立てられたことはなかった。したがって、控訴人協会において実施された選挙で、メールアドレスの変更などの事情により実際に投票用メールが受信されなかったとしても、それは直ちに選挙を無効とするに値する重大な瑕疵とはいえない。

イ オブザーバーの任が選挙管理監督委員会へ参加していない点について

(ア) 任は、共同声明によりオブザーバーとして選挙管理監督委員会に参加することになっていたが、同人がこれを拒んだことから、李派と反李派は、中国大使館領事である劉敬師に仲裁を依頼することになった。

この際、同人が任に代わって選挙管理監督委員会にオブザーバーとして入ることが期待されていたが、同人は、自主的な解決を期待するとして、選挙管理監督委員会への参加はしなかった。しかし、同人は、任に代わるオブザーバーを立てることなく選挙を実施することの可否について、選挙管理委員会内の多数決で決定した上で選挙を実施するよう、張偉にメールで示唆した（乙39）。

もともと劉敬師に仲裁を依頼したのは、中国人社会において大使館の領事の権威は非常に強いもので、中国人同士の争いにおいて、領事の仲裁があった場合には、それに従うことが当然とされていたことによるものである。

そのため、張偉は、劉敬師から示唆されたところに従い、選挙管理委員会において採決を行い、その結果、賛成多数でオブザーバーを立てずに選挙を実施することが決定され、選挙管理委員会は、平成23年2月選挙を、オブザーバーを立てることなく実施したのである。

(イ) オブザーバー不在で平成23年2月選挙を実施したのは上記の経緯によるものであって、それが共同声明の内容と相違するものであったとしても、重大な瑕疵ということとはできない。

ウ 投票先として個人のメールアドレスが用いられた点について

(ア) 原判決は、投票先として個人のメールアドレスが用いられた点を問題とする。

しかし、平成23年2月選挙では、投票用メールの送付先として、選挙管理委員であった張偉のメールアドレスに加え、他の選挙管理委員のアドレスにカーボンコピーで送付することが指定されていることから、選挙管理委員個人による何らかの作為が介在したとしても、他の選挙管理委員が直ちに知るところとなり、作為の介入する余地は極めて乏しい。

なお、平成22年7月に実施された選挙においても、平成23年2月

選挙と同様に投票専用メールアドレスを用いない方法で選挙が実施されている。

(イ) この点、原判決は、共同声明において、控訴人協会のサーバーを第三者に管理させるとしたにもかかわらず、選挙管理委員個人のメールアドレスを用いるのでは、サーバーのパスワードを領事館の王玲が管理していたとしても意味をなさず、選挙の公平、公正に疑いを生じしめると判示する。

しかし、選挙管理委員らの個人のメールアドレスを選挙に用いるようになったのは、共同声明に従って第三者に控訴人協会のサーバーの保管を委ねようとしたものの、実際にどのように委ねるかについて意見の一致をみななかったため、選挙管理委員個人のメールアドレスを用いて選挙を実施したという経緯によるものである。

(ウ) 以上によれば、投票先として個人のメールアドレスが用いられた点についても、重大な瑕疵ということとはできない。

(3) 控訴人藤が控訴人協会の会長であるか否かについて

ア 原判決は、平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることを前提に、ここで選出された理事により制定された新規約も無効であり、新規約に沿って実施された平成23年8月選挙も旧規約が要請する会員全員による直接選挙が行われていないという重大な瑕疵を帯びるもので無効であり、平成24年10月実施の第11期理事会を構成する理事を選出する選挙における第11期選挙管理委員会も、当選が無効である平成23年2月選挙により当選した理事が構成する第10期理事会が設置したもので、その設置自体が無効であり、平成24年10月選挙において会長及び常務副会長の選挙は、会員による直接選挙を定める旧規約9条1項に違反して理事会内部における選挙を通じて選出されたから平成24年10月選挙も無効となり、同選挙で理事に当選し、その後理事会において会長

に選出された控訴人藤は、控訴人協会の会長の地位にないと判示する。

しかし、平成23年2月選挙における理事の当選が無効であるとの原判決の前提が誤りであることは、(2)のとおりである。

イ なお、被控訴人らは、平成23年8月選挙は、仮に新規約が適用されるとしても、無効であると主張する（原判決15頁2行目から13行目）。

しかし、新規約12条4項が、会長を理事会理事の投票において選出するものとしていることからすれば、会長に欠員が生じた場合に、後任の会長を定める選出方法を敢えてこれと別異に考える必要性や合理性はない。そして、新規約12条7項は、会長、常務副理事、理事、監事に欠員が生じた場合に、欠員を補充するために30日以内に後任者を選出するべく、繰上当選あるいは各役員選出のための所定の手続を実施すべきことを定めているにすぎない。したがって、新規約に基づき実施された平成23年8月選挙について、会員による直接選挙を実施する必要はない。

#### 4 当審における被控訴人らの主張

##### (1) 確認の利益について

ア 団体における機関構成（特に代表者）を決定する行為に瑕疵があった場合には、その他の確認訴訟の類型と異なり、当該代表者のその後の行為により次々と権利関係が形成されていくことに徴すれば、原則として無効確認を求める利益が認められるべきである。

イ 控訴人らは、「information」については、創刊時から控訴人協会とは独立して発行されてきたものであると主張し、乙7を援用するが、乙7自体、発行権を巡って内部で紛争があることが記載され、また、乙7は単なる理事会見解にすぎず、控訴人協会全体で意思決定したわけでもない。発行権が依然協会に帰属すると主張する者がいる以上、紛争としては未だ残っている。

##### (2) 平成23年2月選挙における理事の当選の効力について

ア 少なくとも3名の会員が投票用のメールを受信していないことについて

(ア) 控訴人らは、「tus」も「sut」も東京理科大学を示すものであると主張するが、被控訴人らが「xwzhao@rs.kagu.sut.ac.jp」のメールアドレスに改めて送付したところ、当該ドメインは存在しないという結果であった(甲32)。

(イ) 控訴人らは、控訴人協会の性格に鑑みれば、会員への通知は、届出のあったメールアドレスにメールが送付されれば足り、メールアドレスの変更などの事情により実際に投票用メールが受信されなかったとしても、それは直ちに選挙を無効とするに値する重大な瑕疵とはいえないと主張する。

しかし、控訴人協会の理事は、意図的に一部の会員を除外して通知していたのであり、投票の無効を来す十分な理由がある。

イ オブザーバーの任が選挙管理監督委員会へ参加していない点について

(ア) 控訴人らは、仲裁を依頼した中国大使館領事の劉敬師の示唆に従い、オブザーバーを立てることなく選挙を実施することの可否について選挙管理委員会内の多数決で決定した上で選挙を実施したから、任が選挙管理監督委員会に参加していないことの瑕疵は問題とならないと主張する。

(イ) 共同声明は中国大使館の関与により成立したものであるが、共同声明を巡り紛議が生じた場合に、中国大使館が裁定権限を持つわけではない。また、オブザーバーの欠缺について、李派と反李派の間で再協議なり合意があったわけではない(だからこそ、反李派は投票のボイコットを呼びかけたのである。)

被控訴人干は選挙管理委員会への参加自体を拒否しており、正式に構成されていない同委員会の多数決をもってしては、オブザーバーの不参



加を正当化できない。

ウ 投票先として個人のメールアドレスが用いられた点について

(ア) 控訴人らは、投票用メールの送付先として、張偉のメールアドレスに加え、他の選挙管理委員のアドレスにカーボンコピーで送付することが指定されていることから、問題がないと主張する。

(イ) しかし、甲13を見ても、カーボンコピーを送るようには指示されていないし、誰に対し、あるいは何名に対し送るかについても明確な記載がない。したがって、最終的に投票数を正確に集計できるのは張偉のみということになる。

(3) 控訴人滕が控訴人協会の会長であるか否かについて

控訴人らの主張は、平成23年2月選挙における理事の当選が有効であることを前提とするもので、失当である。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被控訴人らが平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることの確認を求めることについて確認の利益があるか) について

(1) 当裁判所も、被控訴人らが平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることの確認を求めることについて確認の利益があるものと判断する。その理由は、当審における控訴人らの主張に対し(2)のとおり判断を加えるほかは、原判決16頁18行目から18頁15行目の説示のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人らの主張に対する判断

ア 控訴人らは、被控訴人らにおいて、平成23年2月選挙において会長に当選した李が行った控訴人協会の会計支出、控訴人協会が有する「information」の発行権を李が移転したこと、一般社団法人全日本中国人博士協会を設立し控訴人協会の財産を移転した疑いなどを理由とする訴えの提起をする具体的な予定が示されていないと主張する。